

井戸川かわら版

井戸川裁判
(福島被ばく訴訟)
ニュース

発行：井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会 発行日：2021年7月15日
〒347-0055 埼玉県加須市中央2-7-6 東電原発事故研究所内
事務局：080-4865-3159（稲垣）✉ idogawasasaerukai@yahoo.co.jp
Web：http://idogawasupport.sub.jp/
かわら版編集：080-1101-8072（沼尾） 組版協力：市民じゃ〜なる

No. 19

総理のウソを紐解く!!

手代木氏の分析は
原子力災害対策マニュアル（政府作成）から導いている

本件発電所破壊事件は 法の秩序まで壊した

[私の主張]

《ニュースにならない真実》の解説 ……………原告：井戸川克隆 2~23
(「ニッポン情報解説」手代木恕之 blog より転記・解説 <https://blog.goo.ne.jp/goo21ht>)

呼びかけ人より

井戸川裁判に期待する ……………秋葉忠利 24
完全犯罪をくつがえす日まで ……………鎌仲ひとみ 25
一般市民が無視されている時代 ……………ダニー・ネフセタイ 26

4/21 報告集会

共同代表 木村結、弁護士 古川元晴、原告 井戸川克隆 ……まとめ：稲垣博美 27

コラム

原発の耐震性は住宅より劣る! ……………三原 翠 29
伊方原発650ガル 三井ホーム4000ガル（2000年代日本列島千ガル↑18回）

まんが

原発立地帯双葉町の悲劇 「事故は終わっていない」② ……………常夏さわや 31~30

井戸川裁判第19回口頭弁論期日 お知らせ7月21日



～国の反論パワーポイント巡って～ ……………32

{私の主張}

「ニュースにならない真実」の解説

「ニッポン情報解説」 by 手代木恕之 (てしろぎひろゆき) blog より

<https://blog.goo.ne.jp/goo21ht>

転記・解説・注 原告 井戸川克隆

現地で実体験させられた一人として、

「真実」は、ニュースのみでは、伝わらない事をお伝えしたい。

注：手代木氏よりの転記部分は、**網掛け** と、しました

菅政権は22年度原子力総合防災訓練でスピーディを用いている

その存在を知らなかったでは済まない 2011-09-01 11:12:45 Weblog

菅政権は原発2号機が破損した当日の3月15日時点で放射能汚染が原発から北西方向を中心に広がると予測していたにも関わらず、同方向の福島県飯館村など5市町村の住民に避難を求めたのは予測から27日遅れの4月11日であった。

解説：SPEEDI情報は、2011年3月11日23時49分福島県原子力センターに届いていた。ここには、福島県現地災害対策本部長の内堀雅雄副知事がいたことは知られている。福島県は一体何をしていたのだろうか？ 信じられない。

《汚染拡大予測、政府生かせず2号機破損時、対応後手》(asahi.com/2011年5月4日20時9分)

政府のこの対応の遅れは文科省と原子力安全・保安院が5月3日夜から公開を始めた「**緊急時迅速放射能影響予測システム (SPEEDI)**」の**試算結果から分かった**と記事は書いている。

解説：「**予防**」「防災」の語源は、「**予め**」という意味が含まれている。災害対策基本法並びに、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策マニュアルには、「**予防・防災**」が「責任を明確にし」と共に明記されている。従って、《汚染拡大予測、政府生かせず2号機破損時、対応後手》と記されていることは驚愕である。ここで書かれていることは、**予防**を怠り、発電所周辺の自治体の住民に、甚大な被ばくを強要させた結果を言い表しているのである。

〈3月15日午前6時すぎに原発2号機の圧力抑制室が破損。約3時間後に正門付近で、放射線量が1時間当たり10ミリシーベルト超まで急上昇した。保安院は破損の影響を調べるため、同日午前7時前に試算した。〉

解説：双葉町災害対策本部には未通告のまま。情報隠蔽による、原災マニュアル違反に当たる。

それによると、同日午前9時から24時間後までの間に、原発を中心にした単純な同心円ではなく、とくに北西方向に汚染が流れていくことが予測された。こうした汚染の傾向は、福島大などによる実測値でも裏付けられている。

解説：避難エリアは、SPEEDI 情報予測と緊急時環境放射線モニタリングの実測値を参考に決めることになっていたがこれを行っていない。理由は、国らの高級官僚たちは、高汚染地区に入って被ばくすることは、自身の身を案じ、与えられた責務を怠たり、遠くの東京の密室の机上で決めた。

政府が当初、避難を求めていたのは、原発から半径20キロ圏内の住民。だが4月11日になって、北西方向で20キロ圏外にある飯館村や葛尾村など5市町村に対しても、5月末までに住民避難を求めることにした。対象は約3千世帯、計約1万人とされる。

解説：当初は3キロ、次に10キロ、そして20キロと後手々と、実測値よりも狭かった。最悪なのは、事故対応の最前線の緊急事態対応拠点施設のオフサイトセンターが14日の3号機爆発後に、施設内の汚染がひどくなり、二次拠点施設の福島県原町合同庁舎を使うことなく、50 km 以上離れた福島県庁に退避させた。退避そのものを批判しないが、事故現場から20 km 以上 50 km 以内の住民たちは、この事実を知らされることなく、置き去りにされた挙句、100ミリシーベルト以下は健康に問題ないという、虚偽の宣伝をされてしまった。

SPEEDI による試算約5千件はこれまで未公表だった。その理由について、細野豪志首相補佐官は2日の会見で「国民がパニックになることを懸念した」と説明した。(小宮山亮磨)

解説：細野は国民の代行者ではない。災害対策基本法のどこにも「パニックを懸念した場合、救助を躊躇えという法律はどこにも存在しない。」細野は被ばく被害を与えた当事者を意味する。細野の発言は明らかに、権限の無い者が言う言いふらしであり、これによって被ばくさせられ、精神的・肉体的障害を受けた場合、彼は一級の加害者ということになる。

細野豪志の発言はパニックよりも放射能汚染を優先させたということになる。この避難遅れだけではなく、当初政府は避難区域を同心円で設定、実際の放射線は原発から北西方向を中心に同心円を超

えて広がったために同心円外の避難先にまで風に乗って飛散、多くの避難住民が被曝リスクに曝されたのではないかと批判を受けることになった。

解説：この男、細野は信念のカケラもないウソの塊だった。本件「発電所破壊事件」の場合は、細野によって被ばくさせられたと解釈できる。(原告は何度ウソをつかれたことか)

この「緊急時迅速放射能影響予測システム (SPEEDI)」は文科省が100億円以上かけて開発、文部科学省と内閣府原子力安全委員会、経済産業省原子力安全・保安院の3者が運用、原発事故直後から毎時拡散状況を計算していたが、政府は「緊急時迅速放射能影響予測システム (SPEEDI)」の存在を知らなかったと言っている。

解説：政府は確信的ウソを言っている。2010年11月25日と26日に、双葉町会場で開催した「福島県原子力総合防災訓練」の時も、SPEEDI情報を仮定して、避難方向を決めていた。この時原子力安全・保安院の「根井審議官」がオフサイトセンターで事故対応を指示していたことを忘れてはいけない。

原発問題担当の海江田経産相も8月27日(2011年)、東京都千代田区の日本プレスセンターで行われた民主党代表選共同記者会見でそのように発言している。

質問者「今のホットスポットにも絡むんですけど、文部科学省が持ったスピーディという放射線の飛散の状況についての発表が遅れましたですよねえ、対応の遅れ、あるいは、被災地の方の対応の不信感ということの一つに情報開示の遅れというのがあると思うんですが、この点については担当大臣として海江田さん、どうですか」

海江田経産相「私は今回、この福島事故の対応で、自分自身に色々と反省することもございます。その中の、やはり一番大きな問題が先ずスピーディの存在を私自身、知らなかったんです^(注1)。

これは正直申し上げまして、で、まあ、そのとき官邸にいた他の方にもお尋ねをいたしました、実はスピーディの存在そのものをみんな知らなかった^(注2)ということでありまして、これはやっぱり大変大きな問題であります^(注3)。

そしてですね、実は保安院がそのスピーディの存在を知っていたようでもあります。これは私はしっかりと問い質しました。ところが、保安院はそのスピーディの利用に当たってですね、やはりこの、当初出してきましたスピーディの数値というのは一定の仮定を置いてこれぐらいでその放射性物質が出ていたとしたらこういうことになるよと言うことで^(注4)、まさに実際の数値^(注5)を置いていなかったから、これを当てにならないものだとして斥けていた^(注6)ということ—

(注1)：あり得ないウソだ。主務大臣の下に原子力安全・保安院がいて、補佐をしないこと等あり

得ないので虚偽答弁として受け取るが、本当にこんなことを言うのであれば、大臣の器ではないし、以降の経産省の介入は全て無効である。

(注2) : 「みんな知らなかった」とは、法と制度上許すことができない言葉だ。逃げ口上に過ぎない。

「みんな知らなかった」と白状したのだから、菅内閣らは、本当の事故対応をしていなかったということになる。ということは、原子力災害対策マニュアルに沿った事故対応ではなかったと解釈しなければならない。私（原告井戸川）は、何度も、防災訓練を経験してきて、菅政権が直接指揮を執ることなどあり得ないと、ここで、「証言」しておきます。

(注3) : 「やっぱり大変大きな問題」海江田の本心なのか、それとも偽証なのか分からない。原子力災害対策マニュアルに大きく反した行動に対する、自己弁護の言葉なのか分からないが、前代の政権では、マニュアルに順応した行動をしていたので、よもやこのような、出来の悪い主務大臣だったから、「大変大きな問題を抱えたまま」では、永遠にこの事故の正しい終息は来ないと考えている。

(注4) : 発電所周辺の住民を被ばくさせないことが、災害対策基本法と原子力災害対策特別措置法の予防・防災の本旨であるので、被ばくをさせない予防のための仮定でよいのだ。

(注5) : 「実際の数値を置いていなかった」ということに驚愕の思いである。実際の数値だとしたら、この時には発電所周辺の住民たちは被ばくをしたという過去形になる。それを防止するために SPEEDI 情報を必要としていた。この海江田経産相の不作、不作為、虚偽回答は歴史に遺さなければならない。菅政権の正体は、責任回避のために、全く被害者たちを舐めているか、バカにして居る。

(注6) : 「当てにならないものだとして斥けていた」このような低劣な言い訳ができたのは、原災法第23条に定められていた「原子力災害合同対策協議会」を開催していないからである。菅政権は、誰かとどこかで、全て密室で指示を決めていたので、マニュアルと発電所周辺の自治体の意見を聞かないでも決められた。原告は双葉町災害対策本部長として、このような不当で正しくない事故対応に対して、一度も合意あるいは了解してはいない。

同質問者 「今の時点であれば、海江田さんは直ちに発表しろという指示をなされた」

海江田経産相 「勿論です、ハイ。その前にそれを参考にして、そして行動をとると」

解説 : 海江田はここで、「間違いを認めた」。本件事故の対処は間違いだったと認めたのだから、

全てが振り出しに戻ることを証言した。従って、被害者の発電所周辺の自治体の「復権」を求めることにする。

《復興財源の質問に移る》

「緊急時迅速放射能影響予測システム (SPEEDI)」とは「原子力施設から大量の放射性物質が放出されたり、あるいは、そのおそれがあるという緊急時に、周辺環境における放射性物質の大気中濃度や被ばく線量などを、放出源情報、気象条件および地形データをもとに迅速に予測するシステムです(注1)」

と、文部省なのか保安院なのか、情報源も情報発信日時も記していない PDF 記事に書いてある。

当然、入力する放出放射線量が仮定値であったとしても、風向きや風速、地形状況等の入力に応じて放射性物質がどちらの方向に拡散していくかは把握していた(注2)はずだ。放出された放射性物質が少ない場合は、それに応じて被曝の危険性は減少するが、逆に多かった場合を想定して対応するのが危機管理(注3)であるはずである。でなければ、国民の生命・財産を守ることはならない(注4)。

仮定値だから、当てにならないから公表しなかったという危機管理対応は決してないはずだ(注5)。

当てにならない仮定値だからこそ、最悪の放出量を仮定して避難指示等の危機管理対応を取るのが政府の務めだった(注6)はずだ。

(注1)：福島第一原子力発電所周辺の自治体と福島県は、SPEEDI 情報を基に避難訓練を繰り返してきたので、熟知していた。本当の事故に使えないというのはウソである。

(注2)：事故の事実を隠したい意図が、国と福島県に有ったから隠した。その理由は、オリンピック利権屋たちが、コロナの全数検査を拒んでいる現状と同じ。要するに、国民のために汗をかきたくない連中が、この国の公務員だと考えるのが妥当である。

(注3)：本件「発電所破壊事件」は、世界中の核産業らが、自分たちの利権を危うくするチェルノブイリ衝撃を二度と味わいたくないために、事故前から企んでいたシナリオに沿っていたので、本当の危機管理を葬ったと考えている。

(注4)：菅政権らは、災対基本法、原子力災害対策特別措置法を知らない訳には行かない。平成22年度に実施された「浜岡原子力発電所総合防災訓練」において、冷却機能の喪失事象を想定して、官邸危機管理センターにおいて、大畠章宏経産相から菅直人は緊急事態宣言(案)を受け取り、宣言している。この時、同時に、10km以内の住民に避難指示を出していた。さらに住民への情報提供を十分行うように、規制官庁らに指示を出していた。この時は、原子力災害対策マニュアルに基づいた対応をしていたのに、僅か、5カ月後の福島では何も知らなかったと発言し、愚行を重ねたことは、明らかに住民救済の法を破ったのである。

(注5)：菅直人の性格の悪さと、立場をわきまえない愚民以外の何者でもない。極めて悪人だ。

(注6)：この「考えの無い」菅直人と佐藤雄平の悪業は、衆生の前に曝さなければならない。そうしなければ、第二次世界大戦と同じ愚行を平穏な国民に与えたことを正論化されてしまう。

菅仮免も「緊急時迅速放射能影響予測システム (SPEEDI)」の存在を知らなかった(注1)と6月3日(2011年)の参院予算委員会で答弁している。

《「予測図は伝達されなかった」首相がSPEEDI公表遅れを陳謝(注2)参院予算委》(MSN産経/2011.6.401:33)

自民党の森雅子議員から放射性物質拡散状況を予測する「緊急時迅速放射能影響予測システム (SPEEDI)」の公表が遅れたことに関して。

森雅子議員「なぜ住民に知らせなかったのか。知らせていれば避難できた(注3)。子供を含めて内部被曝しているのではないか(注4)」

菅仮免「情報が正確に伝わらなかったことに責任を感じている(注5)。責任者として大変申し訳ない(注6)。予測図は私や官房長官には伝達されなかった(注7)」

だが、海江田経産相はともかく、菅仮免は「緊急時迅速放射能影響予測システム (SPEEDI)」の存在を知っていなければならなかった。伝達されなかったとしても、自分の方から拡散状況の報告を催促しなければならなかった。

海江田万里が菅再改造内閣で経産相に就任したのは2011年1月である。これを遡る2010年10月20日に菅政府は《平成22年度原子力総合防災訓練》を行っている。

この訓練は静岡県の浜岡原子力発電所第3号機が原子炉給水系の故障により原子炉の冷却機能が喪失(注8)、放射性物質が外部に放出される事態を想定して行われた。

当然、原発事故時に於ける運用機関である文部科学省と内閣府原子力安全委員会、経済産業省原子力安全・保安院は「緊急時迅速放射能影響予測システム (SPEEDI)」を使用して、放出された放射性物質の量を仮定(注9)、2010年10月20日時点の風速、風向、浜岡原発周辺の地形等の数値を入力(注10)、放射性物質の拡散状況をシュミレーションし、その結果からどの地域の避難が必要か等を想定(注11)、想定上の事態のすべてを政府原子力対策本部会議本部長の菅仮免に途中こっそりと抜け出してどこかに遊びに出かけていなければ報告したはずだ。

いる。

(注1)：「存在を知らなかった」とは聞き捨てにできない言葉だ。では、「法律を知らなかったから人を殺した」で免罪されるものではないことは、いくら、菅直人でも分かることだろう。日本を代表する立場で、原発事故現場に乗込んで、現場で必死になっている人達に向かって、死ねと言った人（菅直人）が、SPEEDI 情報というものを知らなかったと言えないでしょう。菅直人、枝野らは人間失格も甚だしい、立場もわきまえないこんな言い訳で、赦免できるほど世間の風は優しくない。こんな言い訳を言える感覚が狂っている、まるで素養のカケラも無い醜態を晒している。発電所の周辺の現場の我々は、生き伸びるために、とにかく必死だった。

原発事故の深刻さは国民が共有していたが、この国の災害対策本部長が「存在を知らなかった」ことは、論外な言葉で、免責されることはない。菅政権らは、国民の生命、身体及び財産を原子力事故から守れと言う法の原点を犯したのである。

(注2)：「首相が SPEEDI 情報公表遅れを陳謝」とは、結果を陳謝したわけだから、事実に対しての陳謝だから、公務の責務・基本、情報共有の責務を侵したのである。被ばく被害から発電所周辺の自治体の住民を、守らなかったとここで証明した。まとめていえば、やらなければならなかったことを、やらなかったのであり、これを陳謝したのだから、罪をここで認めたのである。原告を含む福島県の住民たちは、「SPEEDI 情報の公表」が遅れなかったら避けられたことが、公表・公開されなかったために被ばくをさせられてしまった被害者なのだ。この被害を打ち消すために100³シーベルトという虚偽の宣伝した山下俊一らは、事実と違うことを言いふらしたので、犯罪者ということになる。ここでまとめると、菅政権は事実を隠した。山下俊一らは、これをさらに偽装ほう助した犯罪者ということになる。

他にこれらを隠す者達は、その上位の犯罪者である事は明らかである。

(注3)：「知らせていれば避難できた」はその通り、問題は公表の時期です。1週間後とか1年後では意味がないので、即時・即刻の情報がなければならぬ。本件のように、事故対応の当事者である双葉町等を合同対策協議会開催に参加させないで、パニックを防ぐという愚かな考えの持ち主の細野らの情報を待っていたら、後の祭りのような陳腐化した情報では

何の役にも立たない。訓練時のように主体的な立場で、事故情報に接していれば、1号機のベントの前に町民を避難させることができた。11日17時には緊急事態宣言（案）を官邸に届け、宣言されたのは19時03分、これがテレビに載ったのは約40分後。EPZの標準の8～10kmの避難指示が発出されたのは、緊急事態宣言案を官邸に届けてから12時間も過ぎた、12日の午前5時44分だった。12時間という時間を飛行機の移動時間で言えば、成田からアムステルダムまで行ける時間だ。1号機のベントが成功した時間は14時頃だったので、12+8時間=20時間の猶予があった。このロスタイムに官邸は何をしたというのか、全部明らかにしなければならない。尚、政府災害対策本部の使命は、発電所の救済（BCP）ではない、国民・住民の生命、身体及び財産を保護するために、税金を使い、救済することにある。

(注4)：「子どもを含めて内部被曝しているのではないか」菅らの怠慢と無為無策によって、多くの国民は被ばくさせられた。この国の原子力災害の専門家には、核産業からの利益相反関係に色濃い者達が大勢いる。その属性から判断すると、国の原子力規制の欠陥を穴埋めするための御用学者が殆どで、対する反対論者は官僚たちによって排除されている。本件事件の総体は、原子力利権者たちが、原子力利権者による、原子力利権者のために有利になるように仕組まれていることは、明々白々である。これらを一切排除しないと子供たちの内部被ばく問題は解決しない。

(注5)：「責任を感じている」当然のことである。永遠に責任から逃れることは出来ない。国会答弁で述べているので、国は事故対応の違法性阻却事由にはならないことは十分承知のはずである。菅らの情報泥棒が許されることではない、国民が不当で、正しくない情報によって被ばくさせられた問題は、発症の有無だけではない。御用学者たちは、懸命に発症を否定しているが、その証は、過去の作文の誤用を強いてきた過去にさかのぼることを、避けさせるための便法に過ぎないのである。彼らは醜い醜態を世間に曝しているだけである。

菅直人には、情報隠しの責任を果して、国民に不要な被ばくを強要させた罰を受けてもらわなければならないと考えている。

(注6)：「責任者として大変申し訳ない」菅直人が総理大臣として、国会の場で謝罪した。これを見逃す国民は多いだろうが、私は、当時の双葉町の災害対策本部長として、町が得るべき情報を隠されて、曖昧な対応をされた被害者として、受けた被害の大きさから言えば、こ

の答弁で免責することはない。事故情報は欠かすことができない大変重要な要因である。

それを、この答弁で赦免するどころか、全国民の前で謝罪し、その犯した罪状に応じた被害の回復をしてもらわないと、収まらない。法に定められている、生命、身体及び財産を事故前に戻して、その間費やした時間の回復と失った権利の復権を、併せて果たさなければならぬ。先ず、私は法並びに手段を怠った罪で入牢してもらわなければならない、その上で、相当な賠償も必要だ。避難の酷さに耐えかねて、死んでいった人々の声を聴かせなければならない。本当に阿鼻叫喚の思いというものを菅直人らは、味わうべきだ。

(注7) : 「私や官房長官には伝達されなかった」 大人で、分別のある者は、こんな言い訳に騙されることはない。子供じみた言い訳で済むのなら、法は要らない。こんな安っぽい言い訳を許す世間だと考えているのなら、よほど救いようのない者達だ。修羅場をくぐった私から見ると、大人としての品格・人格が備わっていない餓鬼の例えに通じるようだ。情報は規制省庁の主務大臣とその部下に届けられる、その後、主務大臣から本部長である菅直人に届けられているのが正常動作であるが、届いていないなどと国会で答弁したのだから、菅直人の部下たちの不作為になり、その者達の処罰は元より、菅直人自身の監督不行き届きで、処分されなければならない。この問題は裁判の重大な争点の一つである。

(注8) : 「原子炉の冷却機能が喪失」 菅直人らは、訓練を経ているので、知らないという詭弁を使うことは許されない。本件事故の偽装を隠蔽する目的で「知らないふり」をしているが、それを阻んでいるのが、手代木氏のこの文章の全体に示されている。私は双葉町長を辞めてから、様々な事実関係を調べているが、菅直人らのウソが、本件事故の最大の加害だと確信している。又、ご丁寧に、偽装と隠蔽の証拠をたくさん残しているから、笑うに笑えないのが実情だ。

(注9) : 「放出された放射性物質の量を仮定し」 **予防**とは、事実を予想・予測して、災害の被害に遭わないようにすることだと考えている。平成22年度に行った、福島県原子力災害防災訓練の目的は、原子力災害から、いかに、発電所周辺の自治体の住民を救助、避難させるかを確実にを行うために、仮定の SPEEDI 情報を活用して、放射性物質の拡散しない方向に避難することを目的としていた。このような訓練は、平日、公務中に約2~3000人が参加して行うもので、遊びではなかった。ところが、本当の事故発生後は、菅直人らは、立場を悪用・乱用し、法にも、マニュアルにも無い、予想がつかない、いい加減な対応を

密室で、独裁・独決したから、私は羅針盤の無い船に漂流させられたのだった。菅直人らの介入という不幸が重なったために、被害が拡大し、賠償審査会に得体のしれない連中が入り込み、東電の要求を取り入れた格安な「中間指針」というお化けを作り、被害者を更に追い打ちをかけたのである。これらの悪行ができた背景は、「密室」で誰かが、誰かと、誰かの都合に事故対応を合わせたためである。

(注10)：「2010年10月20日時点の風速、風向、浜岡原発周辺の地形等の数値を入力」その通りです。自然に逆らわないのが、条理というものです。これに逆らい、愚行を繰り返して、避難の妨害と被害の申告を阻んで、被害者に我慢を強い、国民に理由のない税金を課税し、東電のBCP（事業継続計画）を助けたのは、菅直人らの仕業だと分析している。

(注11)：「どの地域の避難が必要か等を想定」決してあってはならない原発事故、どうしても避けられない最悪の事象が発生した場合、最善の方策を講じるために必要な想定。この想定は、防災訓練の積み上げで進歩していたが、無知を装おう菅直人らの妨害により、これまで築かれた経験は全て反故にされてしまった。この傷は回復し難いものである。

平成22年度原子力総合防災訓練の実施について（経済産業省HP/平成22年9月29日（水））

〈本件の概要〉

原子力施設において、放射性物質が環境に大量に放出されるおそれが生じるなどの緊急事態の発生に備え、原子力災害対策特別措置法^(注1)に基づいて、国、地方公共団体^(注2)、事業者等が一体となって、周辺住民の安全確保^(注3)等のための応急対策を講じることとされています。

本訓練は、同法第13条に基づき、こうした緊急時対応の訓練^(注4)を行うものであり、今年度は静岡県の中部電力株式会社浜岡原子力発電所における緊急事態を想定した訓練を10月20日（水）及び21日（木）の2日間実施します。

担当原子力安全・保安院原子力防災課〈一〉

当時経産大臣として訓練に参加したのは海江田万里ではなく、現国交相の大畠章宏である。

担当は原子力安全・保安院防災課。当然のことなのだろうが、原子力安全・保安院も関わっていた訓練^(注5)であった。

まさか、「放射性物質が環境に大量に放出されるおそれが生じる」事態にのみ備えた訓練で、実際

に放出された場合を想定した訓練を行わなかったと言うわけではあるまい(注6)。

だとしたら、訓練においても「原子力安全神話」に胡坐をかいた想定となり、常に最悪の状況を想定して対応する危機管理に反し、訓練は形式・儀式の類(注7)となる。

もし実際に放出された場合を想定した訓練でなければ、「周辺住民の安全確保等のための応急対策」は不必要となる。あくまでも実際の放出を想定した「周辺住民の安全確保等のための応急対策」(注8)であるはずだ。

そうであるのは「訓練の重点項目(注9)(特徴)」の中に「緊急時被ばく医療活動の充実」(注10)が入っていることが証明している。放射性物質が放出されなければ、被曝医療活動は発生しない。

当然、「緊急時迅速放射能影響予測システム(SPEEDI)」を使ったシュミレーションは行われた。いや、行われなければ、原子力災害に於ける危機管理とはならない。

シュミレーション実施は文科省のHPが何よりも証明している。《平成22年度文部科学省原子力災害対策支援本部運営訓練について》(文科省HP/平成22年10月18日)

〈文部科学省では、平成22年10月20日及び21日、中部電力株式会社浜岡原子力発電所での事故を想定して実施される平成22年度原子力総合防災訓練において、以下のとおり、文部科学省原子力災害対策支援本部運営訓練を実施いたします。〉—

〈本部員等から、事故概要原子力災害対策特別措置法第10条通報の内容(注11)、環境放射線モニタリングの状況(注12)、「緊急時迅速放射能影響予測システム」を用いた環境放射能影響予測、各局の対応状況の報告等を行う。—

菅仮免は文部科学省と内閣府原子力安全委員会、経済産業省原子力安全・保安院のいずれかから、あるいは3者から交互に風向と風速、放出放射性物質の量等の各仮定値に基づいて「緊急時迅速放射能影響予測システム(SPEEDI)」を使って計算した放射性物質の拡散状況の報告を(注13)受けたし、受けなければならなかった(注14)。

放射性物質の放出量の様々な各仮定値に基づいた拡散状況に応じて何キロ圏は即時避難(注15)、何キロ圏は屋内避難等の説明も加えて受けたはずだ。

だが、福島原発の事故に際しては、事故発生当初から「緊急時迅速放射能影響予測システム」を用いて放射性物質の拡散状況を予測しながら、それを公表もせず、住民避難に生かされることもなかった^(注16)。

「緊急時迅速放射能影響予測システム (SPEEDI)」に関して、菅仮免が「予測図は私や官房長官には伝達されなかった」、あるいはその存在自体を知らなかったでは済ますことはできない^(注17) 菅政権の危機管理の機能不全^(注18) と言わなければならない。

(注1)：「緊急事態の発生に備え、原子力災害対策特別措置法」とは、

解説：茨城県東海村で、平成11年9月30日に発生した JCO 東海核燃事業所核燃料加工施設で発生した臨界事故をめぐり、対応に問題が生じたため、政府と地方公共団体、事業者等が一体となって、周辺住民の安全対策を行うために設けられた法律。

(注2)：「地方公共団体」昭和38年6月中央防災会議○防災基本計画（抄）第10編原子力災害対策編を本件事故後に読んでみた。（少し長くなるが、要旨を記述する。）

○本編では、原子力事業者の原子炉の運転等（略）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（略）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について記述する。更に、原子力艦の～略

○本編は、原子力災害対策の基本となるものである。各主体は想定されるすべての事態に対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

○専門的・技術的事項については、原子力安全委員会が定めた防災指針「原子力施設等の防災対策について」等を十分に尊重するものとする。

○本編第1章から第3章の地域防災計画原子力災害対策編を策定すべき地域については、上記指針において示されている“原子力施設を中心とした防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲”を目安として、その自然的、社会的周辺状況等を勘案して定めるものとする。

○本編第4章の原子力艦の～略

第1章災害予防

第1節施設等の安全性の確保

○原子力事業者は～原子力事業所等の安全性の確保に万全を期すものとする。

○国、地方公共団体及び原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法等に基づき、原子力災

害の「**予防**」のために必要な措置を講ずるものとする。

- 安全規制担当省庁（文部科学省、経済産業省又は国土交通省をいう）は原子力事業者に対する安全規制を徹底し、～さらに、安全規制担当省庁及び関係地方公共団体（所在都道府県、**所在市町村**、及び関係隣接都道府県）は、～適時適切に立入検査を実施～
- 国（略）は、原子力保安検査官を原子力事業所の所在地に配置し、～検査等を行わせるものとする。

第2節情報の収集・連絡体制の整備

（1）情報の収集・連絡体制の整備

- 国、指定公共機関、**地方公共団体**及び原子力事業者は、原子力災害に対し万全を期すため、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。—略—
- 国、公共機関及び**地方公共団体**は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡をおこなうため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。
- 略
- 国及び**地方公共団体**は、機動的な情報の収集を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、緊急事態応急対策拠点施設（略）において当該情報を活用できる体制を整備するものとする。
- 国、**地方公共団体**及び原子力事業者は、迅速かつ的確な情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、国の原子力防災専門官、原子力事業者の原子力防災要員等発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

○略

（2）情報の分析整理

—以下省略—

解説：この防災基本計画（抄）は、国らが常に事故は起きないと豪語してきたために、事故前には読んでいなかった。これを読んでいくと、事故の責任者がいつの間にか、**地方公共団体**にされていて、事故発生後の対応は事業者でもなく、国でもなくされていたことに驚愕した。この計画は、国と事業者の事業継続計画（BCP）の為に作られていることが判明した。これでは原発がいくら過激な事故を起こしても、平気でいられるわけだ。

(注3)：「周辺住民の安全確保」

上記の5救助・救急、医療及び消火活動関係に記載されている。

(1) 救助・救急活動関係

(2) 医療活動関係

(3) 消火活動関係

解説：確かに「周辺住民の安全確保」という文言は書いてあるが、**地方公共団体**が周辺住民の安全確保をしなさいとなっているだけで、事業者の責任は免れている。福島県庁が行った「安全確保」とは、放射能の存在を見えないように SPEEDI 情報を隠し、被ばくの心配をさせないために、ヨウ素剤の服用は必要ないという責任逃れと、実害を隠すために、「風評被害」という宣伝をマスコミにさせて、被害の存在を隠してしまった。

所謂、県民個人の主権である債権の請求を、行政が妨害してしまった。

(注4)：「同法第13条に基づき、こうした緊急時対応の訓練」

解説：「(防災訓練に関する国の計画) 第13条第28条第1項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第48条第1項の防災訓練(略)は、主務大臣が主務省令で定めるところにより作成する計画に基づいて行うものとする。」となっているので、菅直人は、密室で独裁を行い、事故情報を止めろという指示は違法そのものだった。主務大臣とは、文部科学大臣・経済産業大臣のことを言う。従って、菅直人は直接、情報を止めろということはいできない。

(注5)：「原子力安全・保安院も関わっていた訓練」

原子力防災訓練の事務局は、原子力安全・保安院なので、関わらないことは全くない。

解説：これは平成18年伊方原子力発電所で行われた防災訓練の映像である。内閣府がまとめた「原子力災害対策マニュアル」のメニューに従って行われている。

当時の安倍内閣総理大臣もこのマニュアルに従っていたから、このような写真が存在する。では、本件の事故対応記録写真はどうなっているだろうか？ その後に行われた麻生総理大臣の時の防災訓練記録写真があるので、菅直人総理大臣の場合もこのような、事故対応の写真が無ければならない。しかし、問題は、オフサイトセンターに双葉町が参加していないので、従前のような写真を撮ることは不可能である。この為、私は、福島第一原発事故の正式な対応は、未だに始まっていないことをここに「証言」する。

平成18年度原子力総合防災訓練について（報告）

○ 原子力総合防災訓練写真集



番議官以下、経済産業省先行派遣職員の臨時ヘリポート
到着
(伊方町民グラウンド)



関係省庁事故対策連絡会議
(東京：経済産業省)



合同対策協議会
(オフサイトセンター)



合同対策協議会でのTV会議
(オフサイトセンター)



対応方針決定会議
(オフサイトセンター)



機能班の活動（プラント班）



機能班の活動（総括班）

(オフサイトセンター)



政府災害対策本部
(公示案、指示案の上申)
【総理官邸】

(オフサイトセンター)



政府災害対策本部
(第1回政府災害対策本部会議)
【総理官邸】



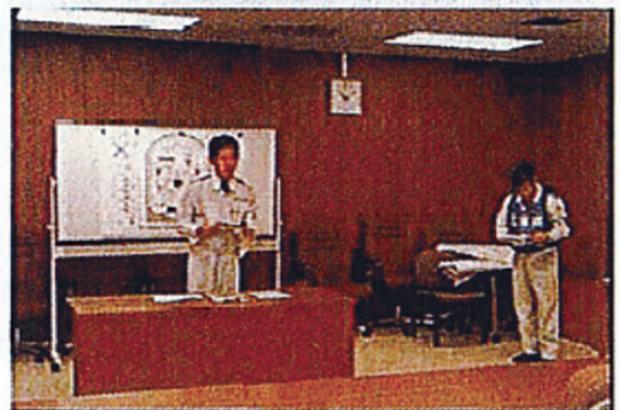
原子力安全委員会
緊急技術助言組織(本部)
【原子力安全委員会】



自衛隊大型輸送機(C-130)への防災ロボット搭載
(航空自衛隊 三沢基地)



自衛隊大型輸送機(C-130)の離陸
(航空自衛隊 三沢基地)



政府対策本部事務局のプレス発表
(経済産業省 第4特別会議室)

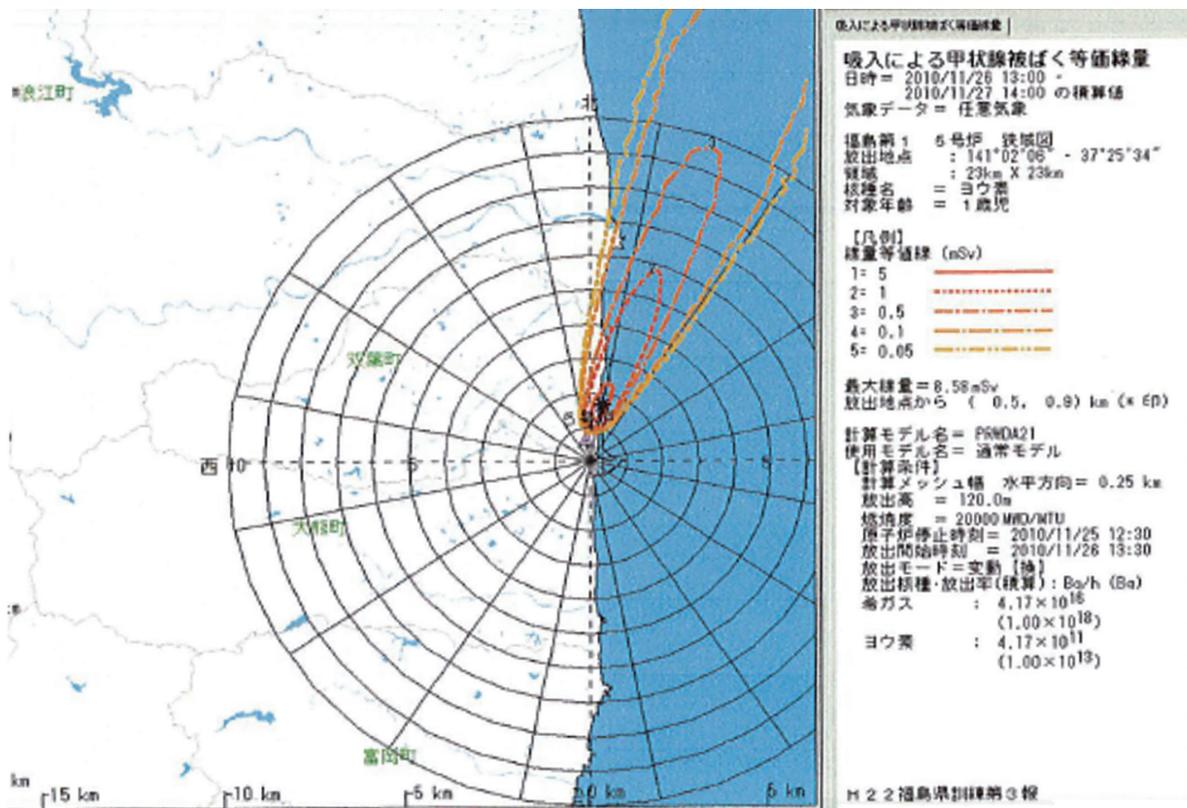
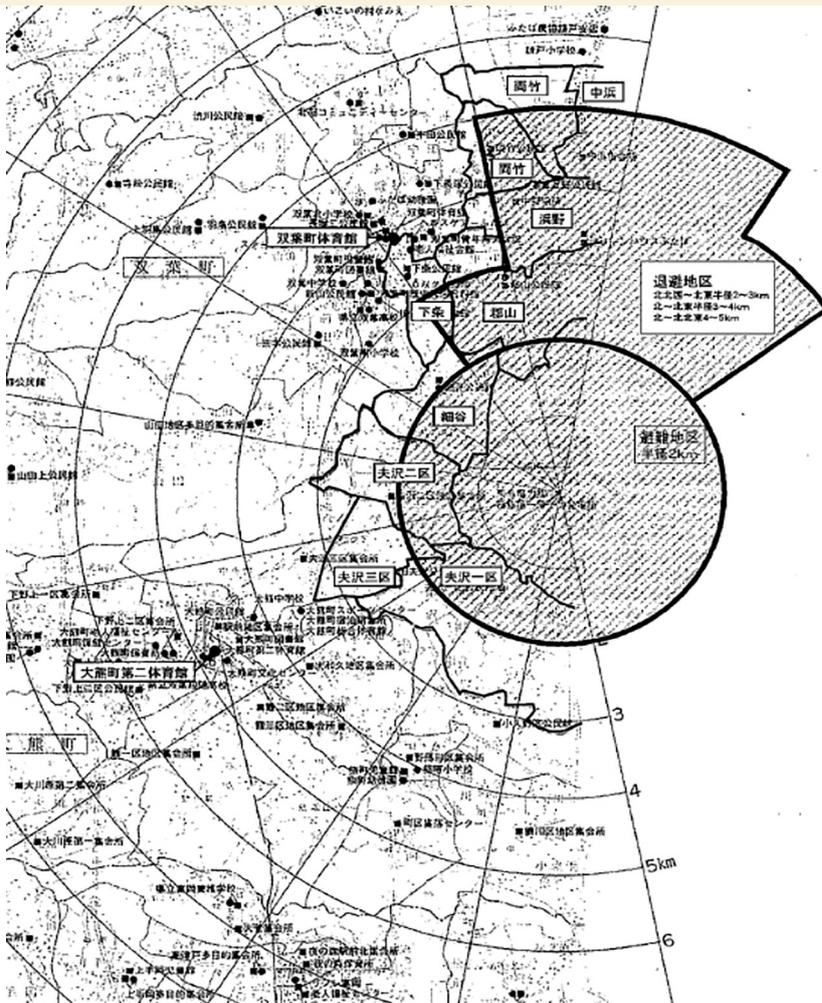


政府現地対策本部事務局のプレス発表
(オフサイトセンタープレスルーム)



愛媛県現地災害対策本部
(オフサイトセンター)

(注6)：「実際に放出された場合を想定した訓練を行わなかったというわけではあるまい」



平成22年度福島県原子力防災訓練時に使用した SPEEDI 仮定図

解説：仮定の SPEEDI 情報を設けなければ、避難方向が定まらないので、訓練は出来ない。

(注7)：「危機管理に反し、訓練は形式・儀式の類」

解説：(注4)で解説したように主務大臣が作った「防災訓練に関する国の計画」は、本件事故においては、国自らこれを破り、無いものにしてしまった。

(注8)：「実際の放出を想定した「周辺住民の安全確保等のための応急対策」」

解説：災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策マニュアル、原子力防災訓練マニュアル等の全部を葬り、「周辺住民は行き場の無い避難を強制させられてしまった」。「周辺住民の安全確保等のための応急対策」は、SPEEDI情報を止め、ヨウ素剤の「**予防**」服用を止めさせ、緊急時環境放射線モニタリング結果を隠ぺいし、スクリーニングレベルを最上限まで引き上げ、100^{ミリ}シーベルトと言ひ応急対策の必要性を無くしてしまった。その上で、福島県立医大関係者たちだけが、優越的地位を悪用して、ヨウ素剤を服用させるという愚行をさせた。

(注9)：「訓練の重点項目」平成22年度福島県原子力防災訓練の記録から、訓練項目を記す。

- ア 緊急時通信連絡訓練
- イ 災害対策本部等の設置・運営訓練
- ウ 緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）等への参集、運営訓練
- エ 緊急時環境放射線モニタリング訓練
- オ 緊急被ばく医療活動等訓練
- カ 広報訓練
- キ 住民等に対する情報伝達及び住民避難訓練
- ク 交通規制、立入制限、災害警備訓練
- ケ 飲食物の摂取制限
- コ 住民輸送、物資搬送訓練
- サ 発電所内の応急対応訓練
- シ 防災業務関係者の安全確保
- ス その他
 - (ア) 防災関係機関の原子力災害対応資機材等の展示
 - (イ) 住民のための原子力防災講習会の開催

解説：このようなことになっていたので、菅直人一人で、こんなに多くの役割を片付けることは不可能だ。しかし、菅直人は地位の悪用で、独裁を行い、多くの失政を繰り返し、その被害の弁済を怠るような、中間指針という加害者救済のために執政したことは、悪である。

(注10)：「緊急時被ばく医療活動の充実」福島県緊急被ばく医療活動マニュアルより転記

《はじめに

平成11年に茨城県東海村で発生した JCO ウラン加工工場の臨界事故（略）は、3名の作業員が重篤な放射線被ばくを受け、2名が亡くなられるなど、前例のない大事故となりましたが、国においては、この事故への反省を踏まえて、初期対応の迅速化、国及び地方公共団体の連携強化等を柱とする原子力災害対策特別措置法を制定するとともに、「防災基本計画」や「原子力施設等の防災対策について（略）」の見直しを行いました。

県においてはこれを受け、平成13年に福島県地域防災計画原子力災害対策編（略）を修正し、その後、緊急被ばく医療のあり方、安定ヨウ素剤「**予防**」服用の考え方及び災害時のメンタルヘルス対策について、平成14年11月までに防災指針に示されたことなどから、平成15年5月に修正を加えたところです。

「福島県緊急時医療活動マニュアル」は平成7年3月に策定したのですが、JCO事故以降の新しい考え方に基づき修正した防災計画の趣旨を踏まえ、その見直しを行うことといたしました。見直しにあたっては、平成15年3月に医療・消防関係者からなる「緊急被ばく医療対策連絡会議」を設置したほか、「緊急被ばく医療ネットワーク調査検討会（財団法人原子力安全研究会）」や「地域被ばく医療連携協議会（放医研）」において、専門家の指導を得ながら、関係機関と検討を重ねてまいりました。

主な改正内容としては、医療体制を被ばくの程度に応じて初期、二次、三次に分類するとともに、初期被ばく医療機関として浜通り地方の主要な病院を指定したほか、医療活動の対象として、災害時に限らず、原子力発電所内で起きた労災事故を含め、さらには、安定ヨウ素剤の保管、服用対象、服用方法についてもより具体的に記載したことなどです。原子力災害時に円滑な医療活動を行うためには、マニュアルの充実を図っていくことはもとより、関係者間のネットワークの整備が何より重要ですので、今後とも上記会議や防災訓練を通じ、実効性のある体制の確立に努めてまいることとしております。

最後に、このマニュアルの取りまとめに際し、ご指導ご協力を賜った関係各位に深く感謝の意を表する次第です。》

I 緊急被ばく医療の基本的な考え方	5 - 8 頁
II 緊急被ばく医療体制	12 - 27 頁
III 緊急被ばく医療活動の具体的手順	28 - 57 頁
IV 医療班の被ばく管理	59 - 63 頁
V 安定ヨウ素剤の取り扱い	64 - 71 頁
参考資料	73 頁

福島県保健福祉部

解説：何も実行していません。県民はただ放り投げられたままです。

(注11)：「原子力災害対策特別措置法第10条通報の内容」原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたこと～直ちに主務省令及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、**所在市町村長**及び関係隣接都道府県知事に通報しなければならない。—以下省略—

解説：この通報は双葉町に届きましたが、その内容からは、事故現場の実情が伝わらず、又、通報後に東京電力は電話で解説を行うことになっていたが、実行されなかった。官邸は、官邸の都合で、東電は東電の都合で事故に対処していた為に、双葉町災害対策本部は、情報の空白域に置かれてしまった。

(注12)：「環境放射線モニタリングの状況」

解説：公表に至る前段に、合同対策協議会に報告されて、承認されなければ公表は不可能だ。正式に合同対策協議会が開催されていない現在、公表の仕様が無い。もし、公表されたのであれば、それは正式ではないので偽物だ。

(注13)：「(SPEEDI)を使って計算した放射性物質の拡散状況の報告を受けたし」

解説：誰が、いつ、誰から、どのようなものを受けたのか未確認。

(注14)：「受けなければならなかった」

解説：原告は（注13）にあるような報告は誰からも受けていない。

(注15)：「拡散状況に応じて何キロ圏は即時避難」

解説：本件において、緊急事態宣言（案）は17時頃官邸には届いていたようなので、本来なら、総理大臣は官邸地下の危機管理センターにおいて、緊急事態宣言を発出し、同時に発電所周辺自治体に、EPZの決まりに基づいて、発電所から半径8～10 km 以内の住民に避難指示を発出し、きめ細かな事故情報を関係自治体に知らせなければならなかった。しかし、菅直人は翌日の午前5時44分に初めて10km以内に避難指示を出した為に、ロスタイムが発生し、避難の遅れが不要な被ばく者を出してしまった。しかも、知らないふりを決め込んでいる菅直人は、前年の平成22年度浜岡原発の原子力総合防災訓練に、10 km 圏内の住民に対して即時避難を発出していたことが分かっている。

(注16)：「福島に際しては、事故発生当初から「緊急時迅速放射能影響予測システム」を用いて放射性物質の拡散状況を予測しながら、それを公表もせず、住民避難に生かされることもなかった」

解説：これは発電所周辺の住民に対する虐待である。人の生命、身体に係る権利を、高度な責任の地位に有る者によって、命の情報を隠された犯罪ではないかと考える。本件事故の指揮を執った者の不作為で、不要な被ばくをさせられた国民は、その損害・実害を人災として求償する権利を有していると考えます。

(注17)：「予測図は私や官房長官には伝達されなかった」

解説：(注4)で解説した主務大臣とは、文部科学大臣、経済産業大臣であるので、私（菅直人）と枝野幸男官房長官には、直接情報の伝達は無かった。問題となるのは、主務大臣に予測図が届いていたのかということになる。菅直人と枝野幸男に伝達されなかったのが問題では無く、発電所周辺の自治体に伝達されなかったと言う方が、大きな問題なのだ。予測図は双葉町災害対策本部には、届かなかったことをここで証言する。

(注18)：「機能不全」

解説：機能不全とは、主務大臣が定めに従い、法とマニュアルに沿わなかった事であり、放射能の被災前に、避難を完了できなかったことを言う。

素人政治家たちが、法とマニュアルによる防災訓練の経験を見做して、現場が必要としている事故の進捗状況を意図的に隠し、被害の実体を隠ぺいし、それを公開して、避難が必要な国民に対し、ウソの情報操作で避難を妨害した確信犯的犯罪の記録です。

おわりに

手代木氏の深い考察に心から感謝を申し上げたい。原告は、事故初期からこのことについて、違法性・悪質性について時間を割いて主張し、説明をして来ましたが、中々理解が深まらないのに、苛立ちすら覚えてきました。

ここに記されていることは、すべて事実です。政府の原子力行政は当初から付け焼き刃で、トラブル毎にウソで固めてきました。本件事故は正に隠ぺいがもたらした事件です、2010年6月17日に、2号機で作業員による内部電源喪失事件があり、外部電源に切り替わらないというトラブルを起こしていましたが、幸いにして回復しました。

今考えると、多くのトラブル既報告、トラブル未報告の連続でした。トリチウム放出事件は2度ありました、2度目の時は第一原発所長を双葉町役場に出入り禁止としたことがありました。

何よりも、多くの皆様に知って頂きたいのは、原子力安全委員会の設計審査指針27で、SBO対策（長時間交流電源喪失対策）は考慮しなくてもよいとしたことです。本件事故は津波による電源設備の浸水で、冷却機能が停止したためと言っていますが、この対策をしなくても良いと判断したのは、原子力の安全規制の頂点にいる「**原子力安全委員会**」だったのです。

それに匹敵する菅直人の個人プレイは、多くの課題と損害をもたらしました。彼は現在、反原発を語り、救世主のごとき振舞いをしています。手代木氏の文中に在る通り、本件事故の被害の総体は、菅直人の個性による人災だと、私（原告井戸川）は、最初から判断していました。国難を誘因し、住民の救済対策を怠った犯人は、詭弁を多用する菅直人そのものだということを強調しておきます。

以上 井戸川 記

井戸川裁判に期待する

秋葉忠利 (元広島市長)



4月末に、on-line で開かれた「2021 Asia-Pacific Disaster Management Summit (アジア太平洋防・減災サミット)」の基調講演の中で、不十分な形ではありましたが、井戸川裁判に触れさせて頂きました。それは、井戸川克隆さんの問題提起は、我が国の根幹を変え、未来に希望を持てる社会を創る上で私たちが目を逸らしてはいけないものだからです。

中でも私が強調したいのは、物事を考える上での「論理性」、そしてその論理によって整理されるべき「事実」です。この『かわら版』や裁判における陳述を通して聞えてくる井戸川さんの声は、事実をありのままに見つめ、論理的な思考による徹底した厳しさに貫かれています。その声に説得力があるのは、世俗的な力を持つ為政者や大企業に諂わず、世間の悪しき知恵に負けることなく自らの頭で考え抜き、その結論に従っての人生を生き抜いて来た実績があるからです。

私も大学で数学を勉強し、論理の大切さを若い世代に伝える仕事もしてきましたが、社会と直に関わる政治の場での活動も長くなりました。その政治の出発点である憲法の解釈が如何に論理を無視し、事実を蔑ろにしているのかを告発し、政治そのものの抜本的改革を進めるために一昨年、『数学書として憲法を読む——前広島市長の憲法・天皇論』(法政大学出版社)を上梓しました。

その中で私は、憲法という材料を使って論理という包丁で捌くとこんなに美味しい料理ができるということを示す試みをしました。井戸川さんの生き方そして裁判における言葉から伝わって来るのは、材料が憲法に止まらず、井戸川さんの人生そのものであり、そして双葉町も含む社会そのものであるという点です。

混迷の度が増す、現在のコロナ対応についても、井戸川裁判における原告の皆さんと支援者の皆さんの爪の垢を煎じて飲ませたい思いです。

苦い現実であろうと忘れてしまいたい苦勞であろうと、事実を事実として受け止め、そこを出発点にして、論理を尊び、当事者として何事からも逃げずに運命を切り開いて行く覚悟と情熱こそ、今の政治に求められているのだと信じています。



「完全犯罪」を くつがえす日まで

鎌仲ひとみ

「内部被曝」との出会い

私が「内部被曝」についてこんなにも人生の時間とエネルギーを使って映画を作るようになったのはイラク取材がきっかけでした。1998年、初めて訪れたイラクで小児白血病と小児がんの子どもたちをの取材をしました。湾岸戦争から7年後、イラク国内で子供たちががんや白血病が多発していたからです。インタビューしたイラクの医師たちは、戦後しばらくしてから発症率が上昇したと口を揃えて語りました。長年、地域で医療に携わってきた医師たちにとってこれは未体験の事態であり、彼らは米英軍が使った劣化ウラン弾が原因だと推測していました。劣化ウラン弾とはウラン238からできている兵器のことです。

当時、私は内部被ばくについて一切、知識がなく、被ばくそのものについても無知同然でした。亡くなっていく子どもたちを目の当たりにし、なぜこの子どもたちが死ななければならないのか、と強くその原因を知りたい、

そうでなければ、解決できない、と思い、その後、私の作品は全て、被ばく問題を扱ったものになりました。私は映画を作りながら、被ばくの現場で内部被ばくについて学んできたのです。

被ばくを過小評価する力

今、3.11の原発事故後ですから、内部被ばくという言葉はある意味知られるようになったと思います。しかし、その内実はどうか、というとまだまだ理解が進んでいないのが現実です。混乱させるような情報が蔓延し、理解を阻害していると同時に長年、「内部被ばく」を過小評価させる大きな力も働いてきました。

原発事故直後はしばらく、被ばくりスクへの危機意識は高まったとはいえ、福島に人々が留まり、暮らし続けているのに、健康被害の情報がほとんど出てこないため、普通の人々はもう大丈夫だと思い込んでいるのが現実です。「原発事故が

あっても復興できる」と思わせたい政府や原子力村のプロパガンダ通りになってしまった。そのカラクリはこのかわら版でも継続的に語られてきました。根本的に健康被害と被ばくの因果関係を証明する手段が科学的にないことが大きく影響しています。チェルノブイリで唯一国際的に認められた小児甲状腺がんと原発事故との因果関係が、福島の場合、いかにその情報が隠蔽され未だ因果関係すら認められないでいるのか前号のかわら版で報告されていました。

一人一人の患者と被ばくの因果関係を実証していかなければ、被害が認められないとしたら、それは不可能であり、これは完全犯罪と呼ぶしかない、と私は思います。

チェルノブイリでなされたこと

原発事故後、福島とチェルノブイリの母親たちを取材し、「小さき声のカノン」を製作しました。この映画製作で見えてきたのは、ベラルーシでは、低線量被ばくの恐ろしさ、その健康被害が大衆にははっきりと認識されているということです。原発事故後に生まれた子どもたちが今でも国家の予算で保養を受けており、その効果があることがはっきりと認識されています。

WHOやIAEAが認めなくても、様々な疾患がチェルノブイリ原発事故由来だと国家によって認められています。この日本との大きな違いはどこにあるのか。それは住民を被ばくから守る目的で蓄積された記録と科学的なデータです。放射能汚染と被ばくを隠蔽するのではなく、明らかにする努力が続けられてきた結果です。

私たちがチェルノブイリから学ぶべきはここにあるのではないかと、思います。

どうして、こんなにも違いが出てきたのか。そこに光をあてる作業もまた重要です。井戸川裁判はその大切な取り組みの一つだと思います。あきらめずに仲間を増やしていきたい。

一般市民が 無視されている時代



ダニー・ネフセタイ

写真 亀山の子

先月5月10日～21日母国イスラエルと隣のパレスチナ人が住んでいるガザ地区の間で戦争がありました。

この地域では数年に1回意味のない戦争が起きています。今回は12日間でしたが時に数週間続く戦争もあります。戦争が終わると数日以内に何もなかったかのようにいつもの平凡な生活に戻るよう見えます。戦争が起きた理由でさえ忘れる人も沢山います。まるで子どものケンカ…

しかし、子どものケンカと大きな大きな違いがあります。元通りに戻ったかのように見えますが実は亡くなった人とその遺族、ケガした人とその家族は永遠に元通りには戻れません。先月の戦争ではイスラエル側では死者11人（内子ども2人）ケガ357人、パレスチナ側死者283人（内子ども67人）ケガ5700人。そして10万人以上がイスラエル空軍の空爆によって家を失いました。この人たちにとって戦争は永遠に終わりません。

停戦後アメリカはガザの復興のために350億円の支援金を出すと発表しましたが、同じアメリカはイスラエル軍に730億円分の武器を売ると発表しました。したがって、アメリカの支援金でガザの町が復興されてもいずれ同じアメリカの武器によってこのガザを再び瓦礫の山に戻すわけです。この繰り返しが数年ごとに起きています。考え方によっては、この無駄の大金の源は日本からの“思いやり予算”とも言えます…

ガザ市民の生活と人権を本当に考えるならば、復興した町を再び破壊する武器をイスラエルに売るのはとんでもない矛盾です。武器産業にしか通じない論理でしょう。

日本に当てはめると復興予算を組みながら原発の再稼働を進めることと同じ論理だと思います。一般市民の基本的な人権が無視されている時代の論理とも言えます。これでいいのか？ これ納得出来ますか？

納得出来なければこの狂った現実にはSTOPをかけましょう。

理にかなわない行為に気付いたら、怒りを心にとどめずに、SNSに書く事で満足せず、市長、市議会議員、国会議員、大臣、首相にメールと電話の嵐で毎日のように意見と怒りをぶつけましょう。

一度ではなく一人ではなく、毎日数万人がこれを続ければ一般市民が無視されない時代に戻れると思うのです。

試みませんか？!

15か月ぶり井戸川裁判開廷で知る

福島第一原発事故から10年、国・東電は責任回避のため風化を目論む中
閉廷中も営々とした調査活動や法律論の積上げが原告・弁護団から報告

共同代表 木村 結さん

トモダチ作戦 美名のもと底辺に苦しむ人々

米兵には陸海空軍と海兵隊があり、海兵隊は敵地に先に入る先兵。海兵隊には黒人、貧しい白人などが入隊。

2011年3月12日、原子力空母ロナルド・レーガンは福島沖に停泊。放射能プルームは風向きからロナルド・レーガン直撃。ロナルド・レーガンは、原子力空母であり、放射能被ばくに関する体制が出来ていたが、海兵隊へ安定ヨウ素剤は配られなかったこと判明。船を降りた時にヨウ素剤を服用したと虚偽の申請書を書かされた人、拒否した人も。入隊時、国を訴えない契約があるも、家族保険が無料になる仕組みがある。

トモダチ作戦で被ばくし、身体を壊し退役すると働けず失業、保険料は無料から安い有料となり支払えなくなる。

海兵隊は最前線で毛布、衣類、ペットボトルを被災地福島へ提供し、自分たちは海水をろ過し飲んでいたので、内部被ばくも。被ばく海兵17名発生との報告あるも、日常生活の被ばく同様の米国公式見解があった。2012年12月8名の元兵士提訴、16年には400名。いま500人近い人が裁判を。国、軍共、被ばくなかったという考え。最高裁で負けた。

16年5月小泉元首相、吉原城南信用金庫理事長渡米。原告らより話を聞き、高額医療費負担支援の1億円を集めようと参加費1万円集会を複数回開催。1億9千万円集めた上、ニトリ社長ポケットマネー1億円出し、3億円を集める。原告一人一人に直接支援金を渡したいが、個人情報問題でまだ半分しか渡せていない。手紙を出しても本人に届かない状態。

被ばくによる被害では、ヘリコプター除染作業中ガイガーカウンターが鳴りやまず、急いで衣類を脱いだが、骨膜肉腫を発症し2014年35歳で亡くなった米兵も。20代 甲板作業後に高線量のため衣類を脱がせた。トモダチ作戦途中から睾丸肥大、帰国後4回手術、いま生活するのがやっとな状態。彼らは治療費を望んでいる。国・軍を訴えないとの誓約書あり、日本で国や東京電力を訴えたいが、日本では民事訴訟にて印紙代が天文学的な金額となり印紙を貼る事が出来ない。原告500人。他に全米にちらばっている対象者は2000人位。彼らを組織する人がいない。見通し無く、面談、事情聴取、陳述書、翻訳、裁判の交通費、問題は山積。日本で被ばくした一番弱い底辺に居るとされる人々を救う方法はないか、思案してます。

原告 井戸川克隆さん

原子力安全・保安院の正体—フクシマの事故は【想定内】—

原告 井戸川さんが報告集会用にパワーポイント作成。その資料は下記ホームページからご覧いただけます。

《【報告】福島被ばく訴訟 2021年4月21日口頭弁論

報告集会動画 URL → <https://www.youtube.com/embed/8jqjWtBZ0k8>》

以下、[\(井戸川裁判 \(福島被ばく訴訟\) を支える会 HP より「資料」3, 47より抜粋](#)

資料3枚目

写真右は、平成22年10月21日浜岡原発防災訓練において、官邸危機管理センターで、大島経産大臣から、緊急事態宣言（案）を伝達される前。この5か月後に起きたフクシマの原発事故では、何も準備が無かったと嘯き、経験を忘れたふりして、勝手にシナリオと実績を葬り、我々、発電所周辺の自治体を排斥し、加害者東電と歩調を合わせ、さまざまな無理難題を国民に押し付けた極悪人と、私は呼んでいる。

資料47枚目

本日、コロナ禍の最中、私ごと、口頭弁論に、ご参加下さいました皆様に、心から感謝申し上げます。どうぞ皆様におかれましても、御身を大切にしてください。さて、ここまで、ご説明しましたことは、原子力安全・保安院は、原発事故について、細部に至る検討をしていたことが分かりました。従って、本件事故は想定外ではありません。れっきとしたウソ・偽りの犯罪です。

弁護士 古川元晴さん 第18回口頭弁論報告

第17回（20年1月29日）後の経緯。20年4月24日予定の口頭弁論期日、進行協議は停止。20年7月29日、10月28日、21年1月27日期日は進行協議のみ、21年1月裁判長交代（森田浩美裁判長から野口宣大裁判長）。その間、私ども原告、被告国、東電も、準備書面出し続けています。

本日の進行協議

次回期日2021年7月21日、次々期日2021年11月10日。次回、提出書面は第一次責任について被告東電の準備書面（6）に対する主張。もう一つは結果回避義務・会費可能性に関する補充反論に対する主張。

第20準備書面 井戸川さんの健康被害の証明

どこまで被ばくをすれば、どういうガンが発生するか。過去に得られたデータ、特に広島、長崎の原爆の資料をもとにして証明できるのは100msvを超えている。井戸川さんの結果も100msvを乗り越える結論をしないと証明が出来ない。岡山大学の疫学専門の津田教授と井戸川さんとで双葉町の住民の疫学調査（健康状態のアンケート調査）をおこなった。

原因	結果
放射能による被ばく (井戸川さん) 双葉町に残って誘導、被ばく 川俣町、埼玉県移動	病気 診断必要。書ける医師がない (井戸川さん自覚症状) 鼻血 被ばくによる可能性が高い

世界で初めてという疫学調査

滋賀県内地区住民（まったく被ばくの無い）、宮城県丸森町町民（福島県との境、避難していない、被ばくしている）、双葉町町民（被ばくのため避難した）と3か所の疫学調査をおこなった。事故後の自覚症状、医者診断、事故前との違いを質問。データを疫学的考え方で考えると、被ばくも避難もない所と比較すると、統計的に自覚症状の差が明らかに出ている。更に避難はしていない、被ばくはしているという所とは、近い関係が見られる。

結果から原因を探る

原因と結果に沿うような疫学調査データがでている。それは結果から原因を探るというやり方。

疫学というのは、なんで頭痛がするのか、なんで下痢するのか、原因が分からないことが多い、原因が分からないからダメではなくて、疫学では逆に統計的に差があれば、これが原因だといえる。疫学調査が科学の壁をやぶった。

津田教授がプロジェクトをつくって疫学調査をやってくれたおかげで、そのデータを使っている。

第21準備書面

責任論というのは、簡単に言えば過失＝注意義務違反＝安全基準

一般の注意義務と原子力災害

具体的予見可能性説 具体的というと確実に予想出来る。

基本的には、過去に起きないと確実にならない。確実な危険だと違反にならない。ちょっとでも不確実だと起こるかもしれない。可能性だけであり、確実ではない。

社会生活としてはそれでいいかもしれないとされている。

高度な社会になり、確実でなければ、一度起きたことが無ければ、予想できるようにしようと進歩してきている。そういう科学が出てきた時にどこまで使うか、使うべきか、という問題がでてくる。

そこに踏み込んだのが、高度の注意義務という考え方。

起こる可能性がある。可能性はどこまであるか、言い出したらきりが無い。法的に根拠がなければ話にならないが、ある一定の根拠がある。科学的にそれなりに根拠がある、しかしそれは科学的には否定できない、説の一つに過ぎない、否定できない根拠もいくつかある。そうするとその中で最も厳しい予測をとる。それが高度の注意義務です。

原発の耐震性は住宅より劣る！

三原 翠

こんなタイトルを見ると、え？と驚かれる方もおられるでしょう。でも、2015年4月に、樋口英明裁判によって出された大飯原発差止訴訟の判決は、原発の耐震性が一般住宅よりも低い事を問題視して稼働してはならないとの仮処分を出しました。（その後の控訴審で覆されましたが）

阪神淡路大震災以降、地震の強度を震度で示すだけでなく、その加速度（ガル）も注目されるようになりました。注目点が異なる為、震度とガルは必ずしも関連しませんが、大雑把な震度に比べ、ガルは実感と一致するようで、980ガルがほぼ1Gであり、阪神淡路大地震では、891ガルであったので、重たいテレビが横っ飛びに飛んできた（要は重力がなくなる）のも頷けます。

2000年代になって以降、日本列島は地震の活動期に入ったと言われように、1000ガル以上の地震が、18回起こっています。

1981年の新耐震基準では、住宅の安全性を震度7前後の地震が起こっても住宅が倒れない、即ち住んでいる人の命が守られる事が目安になっています。そして2000年には住宅建設の義務となり、住宅の耐震性は1500ガル以上となっています。

では原発の耐震性がどうなっているかというと、住宅の耐震性の1500ガルを超えるのは、わずかに一番高い柏崎刈羽の2300ガルのみです。女川2が1000ガル、そして関電の美浜・大飯・高浜どれも1000ガル以下（993～700）なのです。更に伊方は650ガル、九電の原発はどれも620ガルなのです。

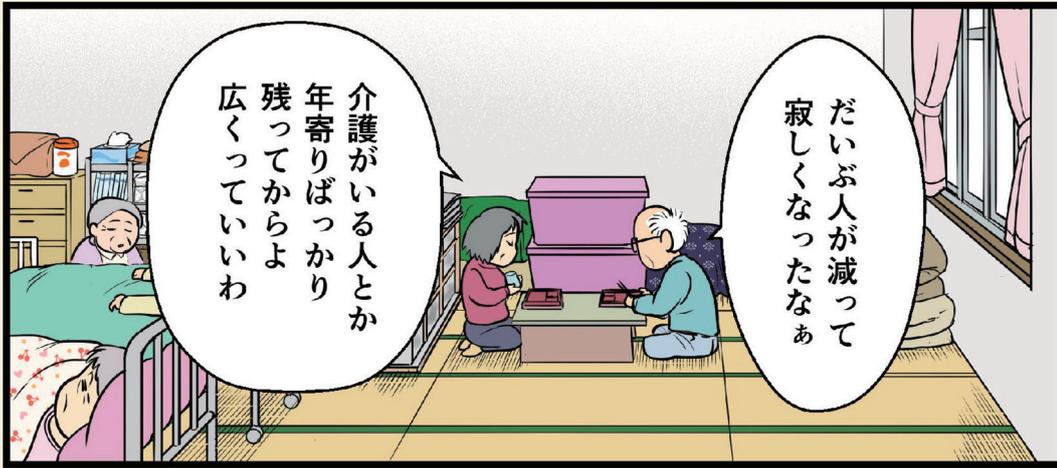
柏崎刈羽は中越地震で痛い目にあったし、福島原発事故も身近であったので、ここまで改善されたのではと思いますし、西日本が様に低いのは、やはり福島の事故を我が事とは考えていないからではと思われます。

一方、実際の住宅の耐震性は、基準よりはるかに高く、三井ホームでは4000ガル以上、住友林業でも3400ガルの住宅を造っています。そしてこれらの住宅はどれも実際に地震を起こさせて倒れない事を確認しています。しかし原発は、実際の揺れで確かめたものではなく電気会社の申告によるものです。

現在の日本では、大地震がどこでも、いつ起こっても不思議ではないと言われており、現に熊本地震や北海道の地震など、専門家が全く予想していなかった場所での地震が頻発している事実から、原発の耐震性が低い事は明らかに重大な問題です。樋口さんは退官後、この事実を広めるために広く講演活動をなさったり、河合弘之弁護士も原発の耐震性に注目しての安全性を原発裁判の骨子にするよう働きかけていて、今後は裁判官にも分かりやすい原発の耐震性への疑問が裁判結果に反映されるのではと期待されます。

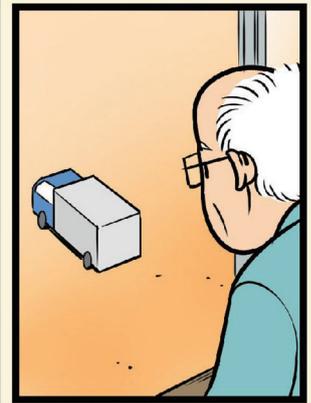
それにしても南海トラフ地震の震源域にある伊方原発の耐震性が低い事には驚かされますが、裁判では四国電力は、南海トラフでの受ける地震動は、100ガル位だと言っているそうです。関電の原発そして四国電力の伊方原発は加圧水型と言われ、水に300気圧位をかけて水蒸気にしており、事故が起これば、沸騰水型の福島原発とは異なり、短時間で爆発する可能性があると言われていています。

つまり、次の原発事故は福島型ではなくチェルノブイリ型になるのではと私は危惧しています。



だいが人が減って
寂しくなったなあ

介護がいる人とか
年寄りばかり
残ってからよ
広くっていいわ



双葉町には
いつまでたっても
帰れないし
ここががんばるっぺ

避難所だからって
衣食住もライフラインも
面倒してもらえて

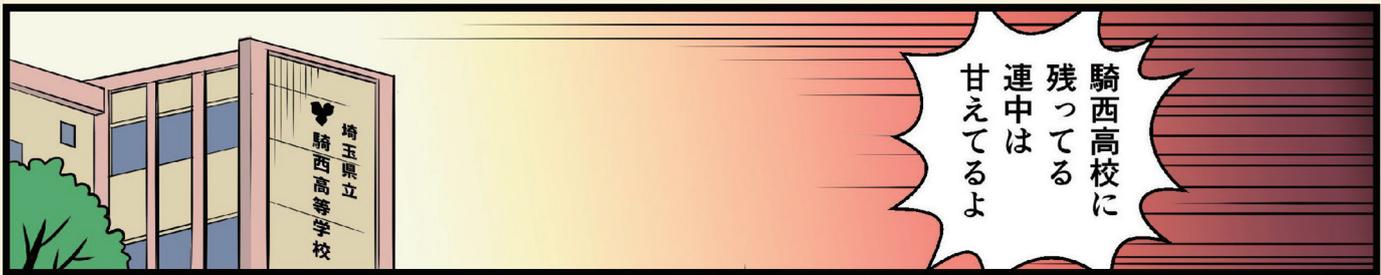
もらえる金も仮設住宅より
2万円も多い!

騎西高校の方が
優遇されてんな



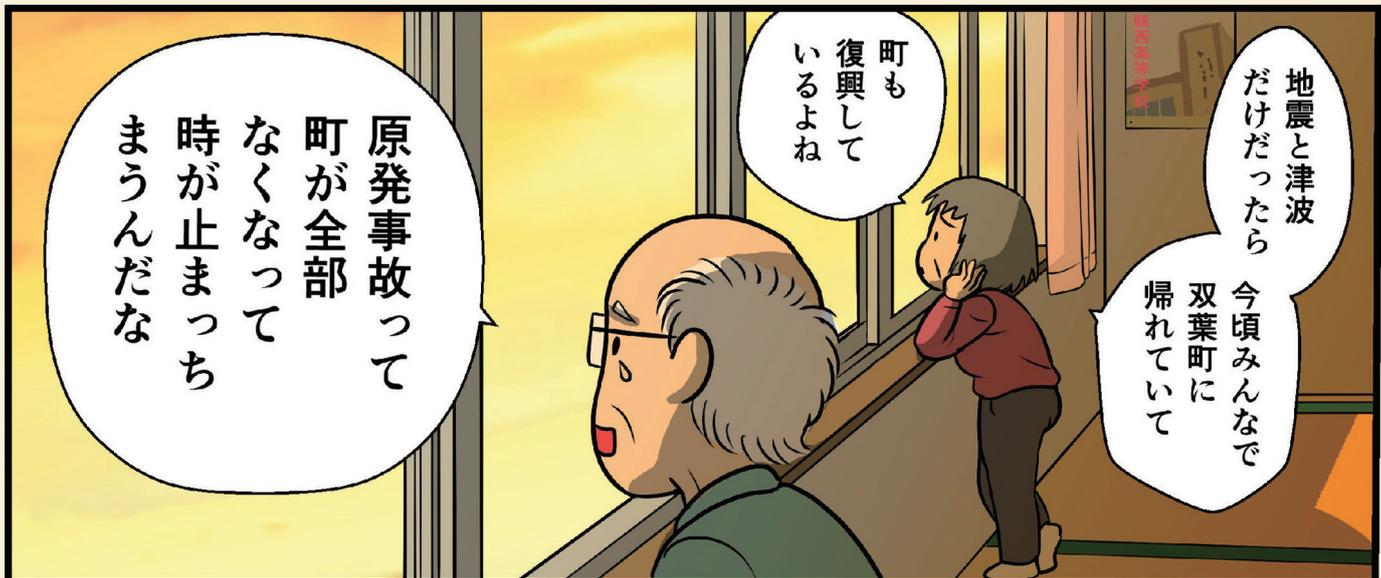
仮設住宅ってのは
隣のトイレの音とか
丸聞こえなんだな

昔はみんな
広い家に
住んでいた
のにね



騎西高校に
残ってる
連中は
甘えてるよ

埼玉県立
騎西高等学校



地震と津波
だけだったら
今頃みんな
双葉町に
帰っていて

町も
復興して
いるよね

原発事故って
町が全部
なくなっ
て時間が止まっ
ちまうんだな

原発立地帯双葉町の悲劇

事故は終わっていない

作画・常夏ざわや

埼玉県加須市にある廃校

旧騎西高校は

埼玉県立

騎西高等学校

町ごと福島からの
県外避難をした
双葉町の避難所と
なっていた

元同級生の
中田さんと
高橋さんは
同じ部屋で
暮らしていた

とりあえず
生きる分の物や
金はくれっけど
なんかしんどいな

家も仕事も
無いんだもん

俺は早く
双葉に帰って
野良仕事してえ

原発事故が収束して
除染が終わるまで
帰れねえだろ

.....

ちゃんとした
補償と賠償して
くんなきや
年寄りはどこも
行けねえよ

ホント

決めること
早く決めて
ほしいよなあ

いわき市に
双葉町役場を
移すんだって

いわきの
仮設住宅に入って
いわきで
仕事しようかな

福島県内は
線量高くてまだ
住めないって

井戸川町長が
言ってるけど

いわきなら
大丈夫
なんじゃね?

とにかく俺は
もうここで何も
しないで
待ってるのは
限界だよ

2021年

お知らせ

7月21日(水) 東京地方裁判所

103号法廷 10時30分開廷

井戸川裁判 (福島被ばく訴訟) 第19回 口頭弁論期日

(9時40分より地裁前で事前集会。傍聴先着。抽選の可能性もあります)

アクセス 東京メトロ「霞が関駅」A1出口(丸の内線、日比谷線、千代田線)徒歩1分
「桜田門駅」5番出口(有楽町線)徒歩6分



今回、被告側が原発事故及び訴訟に対し、
30分間パワーポイントを使い初反論。

報告集会

衆議院第一議員会館 (大会議室)

開場12時～ 開始12時30分～

白熱談論

報告集会で、国の初弁論への原告、
弁護士(各60分)の白熱談論とな
り、そこに、皆さまのご意見が重なり、
コロナ禍であろうと、それをも吹き飛ばす。

さらなる発熱ならぬ 白熱! となること 必至! 必見!
必聴!! 国は、一体全体、何を話すというのでしょうか! 何を話
せるのでしょうか!? 興味津々、耳ダンボです!!

会員募集・寄付のお願い

「井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会」では会員の募集(年会費1000円)及び寄付による
支援のお願いをしております。ぜひ、お知り合いの方へもお声を掛けてください。

入会・寄付を希望される方は郵便振替用紙に以下の事項を記入してお振込みください。

通信欄: 振り込みの名目「会費」「寄付」など。郵便番号、住所・氏名、電話番号、メールアドレス

口座番号: 00110-6-361267 口座名義: 井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会